

答 申 第 1 号

平成28年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力宗 幸男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成28年11月8日付兵後広第584号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

貴広域連合から個人情報(別紙)を外部提供することについては、「在宅医療データ分析調査」が、神戸市における在宅医療の推進のための施策の展開を検討していくにあたり、神戸市内の在宅医療の現状を把握するものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に迅速に廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、第三者へのデータ提供にあたっては、神戸市に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すこと。

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

(1) データ内容

別紙「レセプトデータ抽出仕様について」に記載する抽出条件に該当する後期高齢者医療レセプトデータのうち、下記の項目（以下「本件データ」という。）

保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、郵便番号、
年齢（生年月日）、診療年月、医療機関コード、医療機関郵便番号、
診療行為コード、診療行為名称、診療行為点数、傷病名コード、傷病名、
算定回数、日付、診療実日数、レセプト全国共通キー

(2) 年度区分

平成26年度及び平成27年度の2年分

また、平成28年度分以降は、毎年9月頃を目途に前年度分の提供を行う。

2 提供先

神戸市

3 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、後期高齢者医療レセプトデータを管理している兵庫県国民健康保険団体連合会が本件データを作成し、電子媒体により神戸市に提供する。

4 神戸市から第三者へのデータ提供について

本件データの分析は、神戸市の外郭団体である一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に委託し、データ分析のための本件データと介護保険データとの突合作業及び統計表の作成作業は、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団から医療コンサルタントの株式会社ソラストに再委託されることとなっている。

そのため、神戸市に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すものとする。

5 データ提供を受ける第三者

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
株式会社ソラスト